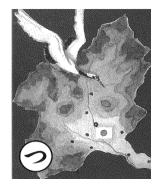




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月18日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

**規 則**

- 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課) 2
- 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課) 7

**企業管理規程**

- 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 7

**病院管理規程**

- 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課) 8

## ■ 規 則

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山 本 一 太

## 群馬県規則第二十一号

## 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年群馬県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「健康診断書」を「個人情報」の収集及び利用に関する同意書」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の二号を加える。
- 五 条例第四条に規定する保証人(以下「保証人」という。)の住民票の写し
- 六 保証人の印鑑登録証明書
- 第二条第二項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「健康診断書」を「個人情報」の収集及び利用に関する同意書」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。
- 七 保証人の住民票の写し
- 八 保証人の印鑑登録証明書
- 第三条第一項中「条例第四条に規定する」を削り、「独立の生計を営む」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 独立の生計を営む者であること。
- 二 未成年者又は学生でないこと。
- 三 破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でないこと。
- 第三条第三項中「すみやかに保証人変更願を」を「保証人変更願に次に掲げる書類を添えて、速やかに」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 新たな保証人の住民票の写し
- 二 新たな保証人の印鑑登録証明書
- 第六条を削る。
- 第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第六条とする。
- 知事は、前条の規定により修学資金借用証書が提出されたときは、修学生に対し修学資金を貸与する。
- 第四条の次に次の一条を加える。
- (借用証書の提出)
- 第五条 修学生は、前条の通知を受けたときは、知事の指定する期日までに修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

## 第十一条を削る。

第十条の二第一項中「第六条第一号」を「第七条第一号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同条第一号中「医療法」を「修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事(条例第七号第一号に規定する看護職員の業務に従事することをいう。以下同じ。)した時点において医療法」に改め、同項第二号中「医療法」を「修学資金の貸与を受けた者が看護職員の業務に従事した時点において医療法」に改め、同条第二項中「第六条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十条を第十条の二とし、第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

## (返還)

第九条 条例第六条に規定する返還は、一括払又は月賦均等払の方法により行うものとする。ただし、月賦均等払により返還する場合には、繰り上げて返還することを妨げない。

2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更願を知事に提出してその承認を得なければならない。

(一時返還)

第九条の二 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の貸与を受けた者に対し、修学資金の全額を一時に返還させることができる。

- 一 偽りの書類を提出したとき。
- 二 条例第六条の規定による修学資金の返還を怠ったとき。
- 三 条例第十六条第二項第一号に規定する住所変更の届出を怠ったとき。
- 四 条例第十条第一号又は第二号の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている場合において、第十六条第三項に規定する就業状況の届出を怠ったとき。
- 第十三条中「第九条及び第十条」を「第十条及び第十条の二」に、「第九条中」を「第十条中」に、「第六条」を「第七条」に改める。
- 第十四条中「第十条の二」を「第十条第三号の二」に、「第十条各号」を「第十条第三号」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 知事は、第十六条第二項第三号の規定による業務従事の届出又は同条第三項の規定による就業状況の届出をもつて、当該届出をした修学資金の貸与を受けた者について条例第十条第一号又は第二号の規定により返還の債務の履行を猶予することができるものとする。
- 第十五条中「前条」を「前条第一項」に改める。
- 第十七条第一項及び第二項中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改める。
- 第十八条の表別記様式第二号の項中「健康診断書」を「個人情報」の収集及び利用に関する同意書」に改め、同表別記様式第三号の項中「第二条第一項第四号」を「第二項第一項第三号」に改め、同表別記様式第三号の二の項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第三号」に改め、同表別記様式第六号の項を次のように改める。

別記様式第六号

削除

第十八条の表別記様式第七号の項中「第六条第二項」を「第五条」に改め、同表別記様式第十号の項中「第九条」を「第十条」に改め、同表別記様式第十一号の項中「第十条」を「第十条の二」に改め、同表別記様式第十二号の項を次のように改める。

別記様式第十二号

削除

第十八条の表別記様式第十三号の項中「第十一条第三項」を「第九条第二項」に改め、同表別記様式第十四号の項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

「2 健康診断書

3 学業成績表

4 身上調書

5 在学する養成施設の長の推薦書」

を

「2 個人情報の収集及び利用に関する同意書

3 身上調書

4 在学する養成施設の長の推薦書

5 保証人の住民票の写し

6 保証人の印鑑登録証明書

を。

「2 健康診断書

3 学業成績表

4 身上調書

5 在学証明書

6 在学する大学院の学長の推薦書

7 看護師免許証の写し」

を

「2 個人情報の収集及び利用に関する同意書

3 身上調書

4 在学する大学院の学長の推薦書

5 在学証明書

6 看護師免許証の写し

7 保証人の住民票の写し

8 保証人の印鑑登録証明書

別記様式第十二号を次のように改める。

「3及び5」や「4」を改める。

別記様式第2号(規格A4)(第2条関係)

個人情報の収集及び利用に関する同意書

私は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けるにあたり、下記のとおり同意します。

記

- 1 群馬県は、次の各号に掲げる情報を修学資金の各種事務処理のために利用することができる。
  - 一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十三条に基づく修学資金の貸与を受けた者の届出情報
  - 二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五条に基づく検査で得た修学資金の貸与を受けた者の勤務先、雇用形態及び採用年月日
- 2 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者と連絡がとれない場合、当該修学資金の貸与を受けた者の勤務先に連絡し、又は訪問し、必要な情報を収集することができる。
- 3 群馬県は、修学資金の貸与を受けた者による修学資金の返還が六か月以上滞った場合、修学資金の貸与を受けた者の返済能力及び債権徴収の可否を判断するために、修学資金の貸与を受けた者以外の者から次に掲げる修学資金の貸与を受けた者の情報を収集することができる。
  - 一 所得額
  - 二 金融機関との取引状況
  - 三 各種保険の加入状況
  - 四 動産・不動産の保有状況

年 月 日

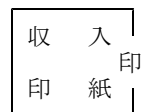
申請者氏名

印

申請者住所

別記様式第六号を次のように改める。  
別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第7号(規格A4)(第5条関係)



修学資金借用証書

年 月 日

群馬県知事 あて

金額	円	
決定番号	今年度	前年度
	前々年度	前々々年度
返還方法	一括払 ・ 月賦均等払	

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例(以下「条例」という。)に基づき群馬県から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。  
 なお、修学資金の返還については、条例の規定を遵守し、連帯して上記返還方法のとおり相違なく返還することを誓約します。

修学生	ふりがな		
	氏名	印	
	住所	〒 -	
	電話番号	(自宅)	(携帯)
連帯保証人	ふりがな		
	氏名	印	
	住所	〒 -	
	電話番号	(自宅)	(携帯)
	勤務先	(電話番号)	
連帯保証人	ふりがな		
	氏名	印	
	住所	〒 -	
	電話番号	(自宅)	(携帯)
	勤務先	(電話番号)	

- 注1 返還方法の欄は、どちらか一方を丸で囲んでください。
- 注2 連帯保証人は、県に提出した印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。
- 注3 連帯保証人の勤務先は、会社名等を具体的に記入してください。

別記様式第十号中「第9条」や「第10条」における。  
 別記様式第十一号中「第10条」や「第10条の2」における。  
 別記様式第十二号を次のように定める。  
 別記様式第十二号 別除  
 別記様式第十三号中「第11条」や「第9条」及び

新	返還方法	月賦均等償還金	円ずつ・一括
	返還年月日	年 月 から 年 月 まで	
旧返還計画書提出年月日			

を

新	返還方法	月賦均等償還金	円ずつ・一括
	返還年月日	年 月 から 年 月 まで	

に

改める。  
 別記様式第二十号中

就業先	所在地	
	名称	
廃止の理由		

を

就業先	所在地	
	名称(施設名)	
雇用・任用期間		
定めなし・定めあり(週30時間以上)		
廃止の理由		

に

注 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。  
 改める。  
 別記様式第二十二号中

名称	名称(施設名)
----	---------

業務内容 [保健師・助産師・看護師・准看護師] の業務

を

業務内容	[保健師・助産師・看護師・准看護師] の業務
雇用・任用期間	定めなし・定めあり(週30時間以上)

に

備考	
備考	

を

注1 毎年4月15日までに提出してください。就業状況届が提出された場合、修学資金全額の返還を求めます。  
 2 雇用・任用期間の定めがあり、勤務時間が週30時間を下回る場合、修学資金を返還しなければなりません。  
 改める。

附則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項の改正規定(「第八号」を「第七号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。
- 令和元年度以前に保健師助産師看護師准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けた者に係る当該修学資金の返還については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十二号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項中「第二項第二項」を「第二項第三項」に改める。

附則

この規則は、群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(令和元年群馬県条例第十四号)の施行の日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県企業管理者職務代理者 群馬県企業局長 松島賢治

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び附則第十二項第三号」及び「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」及び「。附則第十二項第三号において同じ。」を削る。

第十六条第一項中「及び附則第十二項第四号」及び「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」及び「及び附則第十二項第四号」を削る。

第十九条第七項中「当該各号」を「これらの規定」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各号」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年十月十八日

群馬県知事 山本一太

群馬県病院管理規程第一号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第三十条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第三十四条第七項中「当該各号」を「これらの規定」に改め、「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各号」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項」に改める。

附則

この規程は、令和元年十二月十四日から施行する。



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---